

低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の改正について

北見市では、建設工事等の品質及び地域雇用の確保等を図ることを目的に、平成21年11月から低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を採用して入札を実施しておりますが、両制度における基準価格の算定方法を下記のとおり、改正することといたしました。

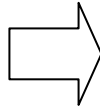
つきましては、平成25年10月1日以降の入札分から実施することといたしますので、宜しくお願い申し上げます。

記

◇改正の内容

調査基準価格及び最低制限価格算出における現場管理費の算入率を0.7から0.8に、また、一般管理費等の算入率を0.3から0.55にそれぞれ引き上げます。

- ・直接工事費×0.95
- ・共通仮設費×0.9
- ・現場管理費×0.7
- ・一般管理費×0.3



- 直接工事費×0.95
- 共通仮設費×0.9
- 現場管理費×0.8**
- 一般管理費×0.55**